

第七章 優先権とグレースピリオド

1. 国際優先権	2
1.1 出願人	3
1.2 国際優先権の基礎出願	3
1.3 国際優先権を主張できる期間	4
1.4 国際優先権主張の声明事項	4
1.5 国際優先権の証明書類及び書類送付期間.....	5
1.6 国際優先権主張の声明事項の訂正.....	8
1.7 国際優先権の権利回復	8
1.8 国際優先権の取下げ	9
2. 国内優先権	9
2.1 出願人	9
2.2 国内優先権の先願	9
2.3 国内優先権を主張できる期間	11
2.4 国内優先権主張の声明事項	11
2.5 国内優先権の取下げ	11
3. グレースピリオド	11

第七章 優先権とグレースピリオド

優先権は国際優先権及び国内優先権の 2 種類に分けることができる。台湾以外の国家又は世界貿易機関(以下、「WTO」と略称)加盟国で提出した出願を基礎として優先権を主張する場合は、国際優先権と称し、台湾で提出した出願を先願として優先権を主張する場合は、国内優先権と称す。国際優先権又は国内優先権に関わらず、後願は皆その基礎出願又は先願の出願日を優先日とすることができる。優先権を主張する場合、その専利要件の審査は、優先日を基準とする。

専利出願の創作が出願前において、出願人の本意により、又は本意によらず公開された事実の発生から 12 ヶ月以内（意匠は 6 ヶ月）に出願した場合、当該公開の事実は専利法第 22 条第 1 項及び第 2 項（実用新案は同条同項を準用し、意匠は同法第 122 条第 1 項及び第 2 項を適用する）の特許を取得できない事情に属さず、その新規性又は進歩性（創作性）の喪失には至らない。ただし、専利出願が台湾又は外国において法により公報上でなされた公開が出願人の本意である場合、適用されない。前述した 12 ヶ月（意匠は 6 ヶ月）の期間を、グレースピリオドと言う。

優先権主張、グレースピリオドに関する規定に符合する適格主体、法定期間、声明すべき事項、添付すべき証明書類、優先権主張の回復及び取下げ等に関する方式審査要点及び処理作業を、本章規範の重点とする。

1. 国際優先権

国際優先権はパリ条約の基本原則の一つであり、いわゆる国際優先権とは、専利出願人が一つの国で第 1 回目の出願をした後、法定期間内に同一の発明を他の国で出願した際に、当該専利要件の判断について、第 1 国出願時の出願日に遡及することを主張できることを指す。

出願人が同一の発明において、台湾と相互に優先権を承認する国家(以下、「互恵国」と称す)、WTO 加盟国で法により第 1 回目の専利出願をし、当該専利出願の発明を基礎として、法定期間内に台湾で同一発明の専利出願をする場合、当該国家での専利出願(以下、「優先権基礎出願」と称す)の出願日を優先日として主張ことができ、当該優先日は台湾での専利出願の出願日より遅くてはならず、これに準拠し、優先日と台湾での専利出願日が同日の場合も、主張することができる。且つ同一出願は 2 以上の外国での専利出願をその優先権基礎

出願として主張することができる。

1.1 出願人

出願人が台湾国民、又は WTO 加盟国の国民、WTO 特別加盟領域（例えば：イギリス領ケイマン諸島、オランダ領アンティル諸島）、互惠国の国民、又は WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域、互惠国の領土内において住所又は営業所を有する者(準国民)である場合は、国際優先権を主張することができる。出願人が複数である場合は、それぞれの出願人はいずれも前述した身分条件に符合しなければならない。

前述した優先権主張の身分条件の認定に関しては、台湾で専利出願する際、その願書上に記載された出願人を判断の基準とし、出願時に既に優先権主張の身分条件に符合している場合は、後で国籍、住所、営業所の変更、又は出願権者の名義を変更しても、その優先権主張の適法性には影響しない。

出願人が準国民の身分により優先権を主張する場合は、願書に WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域又は互惠国の領土内の住所又は営業所を記載し、関連する証明書類を添付しなければならない。例えば：居留証、工作証、支社又は事務所設立登記証明書等である。しかし、本社とその出資した子会社は異なる法人格に属することから、本社は子会社の営業所をその営業所として主張できず、逆もまた同様である。

パリ条約第 4 条第 A 項第 1 号の規定によると、優先権を主張できる者は、優先権基礎出願の出願人又はその権益の承継人でなければならない。もし出願人と優先権基礎出願の出願人が一致しない場合は、実務上、出願人の権益承継人でない者が優先権証明書類の正本を取得することは困難であることから、優先権主張の合法的地位を有すると推定し、別途優先権譲渡証明書類の補充を要求する必要はなく、後でもし論争がある場合は、出願人が自ら法的責任を負う。

1.2 国際優先権の基礎出願

国際優先権を主張する基礎出願は以下の条件のどれか一つに符合しなければならない：

- (1) WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域、互惠国の領土内で同一技術(創作)について最初の専利出願をし、且つその最初の出願日は WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域が WTO に加盟した日又は互惠協定の発効日より早いものであってはならない。
- (2) 知的財産権の取得と維持により締結された多国間又は区域性的条約、公約又は協定の規定に基づいて最初の専利出願を提出し、並びに WTO 加盟国、WTO 特別加盟領域、互惠国を指定国とし、且つその指定国の国内法令によ

り合法的な国内出願と見なされた場合。例えば：特許協力条約(PCT)又は欧州特許条約(EPC)に基づいて出願した場合。

優先権基礎出願は受理国家又は国際組織において合法的に出願日を取得したものであれば、優先権主張の基礎とすることができる。たとえ当該優先権基礎出願が取下げ、放棄、不受理又は拒絶されても、後願の優先権主張には影響しない。

米国又はオーストラリアの仮出願は、正式な専利出願でないが、依然として後願の優先権主張の基礎とすることができる。

1.3 国際優先権を主張できる期間

国際優先権を主張できる期間（優先期間）は、優先権基礎出願の出願日の翌日から起算し、台湾で出願して出願日を取得するまでの期間を指す。特許又は実用新案出願は 12 カ月であり、意匠出願は 6 カ月である。2 以上の優先権基礎出願を有する場合、当該期間は最も早い優先権基礎出願の出願日の翌日から起算する。

国際優先権を主張できる期間は、優先権基礎出願及び後願の種類を同時に考慮する必要がある：

- (1) もし優先権基礎出願及び後願がいずれも特許出願又は実用新案出願である場合は、その期間は 12 カ月である。もし後願と優先権基礎出願のうちいずれかが意匠である場合、その期間は 6 ヶ月である。
- (2) 出願時における優先権基礎出願及び後願がいずれも特許出願又は実用新案出願であり、後願が出願過程において特許出願又は実用新案出願から意匠出願に変更された場合、その期間は 6 ヶ月である。

専利出願の出願日がもし補正された日を出願日としたことで、その国際優先権の主張が国際優先権を主張できる期間を過ぎた場合は、当該優先権の主張は不受理としなければならない(台北高等行政裁判所 2006 年度訴字第 03127 号の判決参照)。

1.4 国際優先権主張の声明事項

国際優先権を主張する場合は、専利出願と同時に以下の事項を声明しなければならない：

- (1) 最初の出願の出願日。
- (2) 当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国。
- (3) 最初の出願の出願番号。

出願時に最初の出願の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国について声明しなかった場合は、優先権を主張しないものと見なす。

前述した声明事項は願書の声明事項の欄に記載することを原則とするが、出願と同時に送付した書類の中にすでに最初の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国が明記されている場合も、合法とする。例えば：明細書に既に最初の出願の受理国家、期日(出願番号)が記載されている、又は出願と同時に優先権証明書類を送付している場合である。

出願人が複数の優先権を主張する場合は、各優先権基礎出願について全てそれぞれ声明しなければならない。もし複数の優先権の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国がいずれも同一である場合も、依然として主張しようとする基礎出願の資料についてそれぞれ記載する必要がある、さもなければ、その記載された項目数に基づいて幾つの項目の優先権を主張したかを認定する。

出願人が前述した規定に基づいて出願時に国際優先権の主張を声明せず、後で声明事項を補充又は優先権主張の声明事項を追加したい場合は、本章第 1.7 節の権利回復の規定に基づいて処理しなければならない。

1.5 国際優先権の証明書類及び書類送付期間

出願人は法定期間内(特許出願又は実用新案出願は最も早い優先日から 16 ヶ月；意匠出願は最も早い優先日から 10 ヶ月)に優先権を主張した国家又は WTO 加盟国が発行した優先権証明書類の正本を送付しなければならない。期限内に送付しなかった場合は、優先権を主張しないものと見なす。国際優先権の証明書類の送付期限は法定の不変期間であり、出願を延長することはできない(最高行政裁判所 2006 年判字第 680 号の判決参照)。

出願人が複数の優先権を主張する場合、その全ての優先権証明書類の送付期間はいずれも最も早い優先日から起算し、いわゆる「最も早い優先日」とは複数の優先権主張のうち最も早い優先日のことであり、もし前述した最も早い優先日から 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日から 10 ヶ月)以内に最も早い優先権主張を取下げた場合、その次に早い優先権主張の優先日を最も早い優先日とする。もし出願人が最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に最も早い優先権主張を取下げず、且つ最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に優先権証明書類を完全に補正しなかった場合、補正されなかった優先権は優先権を主張しないものと見なす効果が発生する。例えば出願人が A、B、C の計 3 項目の優先権を主張し、その優先日が a 日、b 日、c 日の順序に基づいており、出願人が最も早い優先日(a 日)から 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に、B の優先権証明書類のみ補正した場合、当該出願は B の優先権のみ主張することができ、A 及び C の優先権は主張しないものと見なす。

専利法第 29 条第 2 項で述べられている「前項の国又は WTO 加盟国が受理を証明した出願書類」、つまり優先権証明書類は、外国又は WTO 加盟国の特許主務官庁が署名し発行した正本でなければならない。当該書類は特許出願人が優先権を主張する際に必須の法定出願書類で、専利主務官庁が当該出願は「同一の発明又は創作」であるか否か、さらには優先権享有の根拠にできるか否かを判断するためのものである。各国が発行する優先権証明書類は、いずれも出願が当該国の出願日取得の要件を満たしていることを確認した後、発行する証明書類に発行日、出願の出願日及び出願番号、並びに出願日に開示された技術内容（つまり特許明細書と図面）を併せて記載したもので、当該外観は通常の様式を有し、多くは各国の専利主務官庁が公式認証情報ページ(公式のサイン、スタンプ、マーク又はその他の識別図を含む)に出願日取得の専利出願書類（明細書、図面及び基本資料を含む）を添付後、封印したもので、出願人がその他の専利主務官庁に優先権の基礎となる出願の出願日及び出願日に開示された技術内容を証明する根拠とすることができる。そこで、外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁が発行した出願の領収書、電子領収書、受理通知、専利証書、登録証明書類、専利公報又は全コピー証明等は優先権証明書類には属さず、裁判所又はその他機関が公証又は認証した優先権証明書類のコピーをこれの代わりとすることもできない。出願人が最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に既に優先権証明書類のコピーを送付している場合は、期限を設けてコピーと同一書類である正本の補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった又は補正後もなお不備がある場合は、優先権を主張しないものと見なす。実務上、優先権証明書類のコピーと正本が同一書類であるか否かを比較するには、優先権証明書類の最初のページを基準とすることから、出願人は法定期間内に優先権証明書類の最初のページのコピーのみを送付し、優先権証明書類のコピー一式を送付する必要はない。その他、同一の出願人が 2 以上の出願において同一の外国での基礎出願の優先権を主張する場合、そのうちの一つの出願の優先権証明書類の正本を提出しているのであれば、その他の出願は証明書類一式のコピーをこれの代わりとすることができるが、正本がどの出願に提出されたかを明記する必要がある。

優先権証明書類が専利主務官庁を経て当該国家又は WTO 加盟国の特許主務官庁と電子的交換している場合は、出願人は既に提出したものと見なす。

光ディスクによる優先権証明書類である場合は、外国又は WTO 加盟国の特許主務官庁が交付し、且つその外観に政府機関の公的マークが印刷されているものでなければならない。専利主務官庁の認可を経て始めて優先権証明書類の正本と見なす。

優先権証明書類を外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁のウェブサイトより

ダウンロードする場合、当該専利受理官庁が認証する電子データ(その上政府機関が認証したページを添えなければならない)でなければならない、当該専利主務官庁のウェブサイトよりダウンロードしたことを声明し、専利主務官庁の認可を経て始めて優先権証明書類の正本と見なし、その電子データに基づいて印刷した紙本書類一式を送付しなければならない。

出願人が本局の規定する電子ファイルで優先権証明書類を添付し、並びに正本と一致する旨を声明した場合、優先権証明書類の正本を送付する必要はない。

(1) 本局が認可する優先権証明書類の電子ファイルの出所は以下のとおり：

A.外国の専利主務官庁が発行した優先権証明書類の光ディスク (DVD) の電子ファイル。

B.外国の専利主務官庁がネットワークにより発行した優先権証明書類の電子ファイル。

C.外国の専利主務官庁が発行した紙書類の優先権証明書類を、自らスキャンして作成した電子ファイル。紙書類をスキャンする時は、画像形式はJPG、TIF、GIF 又は BMP ファイルとし、解像度は 300x300dpi 以上、また A4 縦印刷形式、読取可能、且つパスワード設定をかけていない PDF ファイルでなければならない。原則的に優先権証明書類ごとに 1 ファイルとすること。

(2) 優先権証明書類の電子ファイルの送付方法は以下のとおり：

A.紙書類による願書に優先権証明書類の電子ファイルの【読み込み専門】DVD を添付する場合、当該光ディスクが外国の専利主務官庁が発行した優先権証明書類の DVD 光ディスクである、又はそのコピーである、或いは前述(1)の B、C の電子ファイルを焼いた DVD 光ディスクであり、複数の優先権案件を主張するものである場合、当該光ディスクに焼きこむ時に、2 つ以上の優先権証明書類の電子ファイルを同一の光ディスクに焼き、且つ光ディスク上には全ての優先権基礎出願番号を明記しなければならない。出願人は本局の規定する優先権証明書類の電子ファイルをもって正本と一致する旨を声明し、優先権証明書類の正本として代替する場合、願書の添付書類の優先権証明書類の電子ファイル(光ディスク) 枚(本願書に添付した PDF 電子ファイルは正本と同じである)にチェックを入れなければならない。

B.電子送付：電子リストにより優先権証明書類の電子ファイルを送付する。

法定期間を過ぎても優先権証明書類を送付せず、その遅延が天災又は自己の責めに帰すことのできない事由による場合は、原因が消滅した後 30 日以内に書

面をもって理由を説明すると共に優先権証明書類を送付する、及び自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類を提出することにより原状の回復を請求することができる。しかし、法定期間に遅れて1年が経過した場合は、原状の回復を請求することができない。いわゆる、自己の責めに帰すことのできない事由の証明書類とは、外国の専利主務官庁が発行した証明書類以外に、その他遅延事由を引き起こした証拠資料等が含まれ、全て主張の根拠とすることができ、出願人の自己の責めに帰すことのできない事由に属するか否かは、具体的な個別案件により認定する。

1.6 国際優先権主張の声明事項の訂正

国際優先権主張の効果は第三者の権益に重大な影響を及ぼすことから、声明事項の記載についての変更は許可されない。しかし、以下の状況を有し、専利主務官庁がその誤記原因を正当であると認める場合は、訂正が許される：

- (1) 声明事項に記載されている最初の出願日、受理国家又は WTO 加盟国、基礎出願の出願番号が優先権証明書類に記載されているものと一致しておらず、訂正して声明事項と優先権証明書類を一致させる。しかし、最初の出願日及び受理国家又は WTO 加盟国の両者いずれの記載も誤りである場合、訂正を請求することはできない。
- (2) 外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁が優先権証明書類を誤って発行したことにより声明事項の記載に誤りが生じ、後に当該専利主務官庁を経て新たに訂正後の優先権証明書類を交付した場合。

上述した(1)の状況を有する場合、出願人は優先権証明書類の補正と同時に、誤記の原因を記載して訂正を請求することができる。上述した(2)の状況を有する場合、誤記の原因を記載及び外国又は WTO 加盟国の専利主務官庁が発行した誤りのある証明書類を送付して訂正を請求しなければならない。

1.7 国際優先権の権利回復

出願人が故意によらず専利出願と同時に優先権を主張しなかった、又は出願時に最初の出願の出願日及び当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国を声明せず、主張しないものと見なされた場合は、最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に優先権主張の回復を申請できると同時に以下の事項を処理する：

- (1) 優先権主張の回復の申請費用の納付。
- (2) 優先権基礎出願の出願日、当該出願を受理した国家又は WTO 加盟国、出願番号を声明。
- (3) 優先権証明書類の正本を送付。

特別に注意しなければならないのは、上述した事項は(申請費用の納付を含む)最も早い優先日より 16 ヶ月(意匠出願は最も早い優先日より 10 ヶ月)以内に完了していなければならない。期限が過ぎた場合はその権利回復の申請は受理しないものとする。しかし、申請費用を既に納付したが金額が不足している場合は、期限を設けて補正を通知し、期限が過ぎても補正しなかった場合、始めて不受理とする。

1.8 国際優先権の取下げ

国際優先権主張の取下げは、専利出願の査定前に書面をもってこれを行わなければならない。複数の優先権を主張した場合は、全て又は一部の優先権主張を取下げることができる。国際優先権主張の取下げにより、最も早い優先日が変更となり、優先日の翌日から起算するあらゆる期限について期限が満了していない場合は、その期限は変更後の最初の優先日または出願日の翌日より起算すべきである。

2. 国内優先権

国内優先権制度の主な目的は、出願人が専利出願を提出した後に、先願を基礎として、改良を加えて再度専利出願できるようにすることである。出願人が台湾で先願した特許又は実用新案を基に、再度専利出願する場合、先願の出願時の明細書、専利請求の範囲又は図面に記載されている発明又は考案について国内優先権を主張することができる。

2.1 出願人

国内優先権を主張できる出願(以下、「後願」と称す)の出願人は、先願の出願人と同一でなければならない。先願が複数の出願人である場合も、完全に一致していなければならない。一致しない場合は、補正を通知しなければならない。出願人は先願について出願権譲渡の手続きを行って、先願と後願の出願人を一致させることができる。

2.2 国内優先権の先願

国内優先権は特許及び実用新案のみに適用され、意匠には適用されないと規定されていることから、先願は台湾で出願され且つ出願日を取得した特許出願又は実用新案出願でなければならない。言い換えれば、意匠出願は国内優先権を主張できず、意匠出願を先願として国内優先権を主張する基礎とすることもできない。

二以上の先願は同一の後願により複数の優先権を主張する基礎とすることができる。

方式審査の注意すべき事項は以下のとおりである：

- (1)先願に記載されている発明又は考案が、専利法第 28 条又は第 30 条の規定に基づいて既に国際優先権又は国内優先権を主張している場合、他の後願により国内優先権を主張する基礎とされることはできない。さもなければ実質的に優先権期間が延長されることとなる。しかし、先願において優先権を主張していない部分については、この制限はない。後願に累積主張の虞がある場合は、出願人に答弁を通知し、出願人が累積主張していないと答弁した又は期限が過ぎても答弁しなかった場合は、依然として手続きを継続し、累積主張の状況があるか否かについては、実体審査の段階で審査する。
- (2)同一の先願が 2 以上の後願により国内優先権主張の基礎とされ、一つの発明で二つの出願の虞がある場合、出願人は一つの発明で二つの出願ではないと記載することができ、もし記載しなかった場合は、出願人に答弁を通知し、期限が過ぎても答弁しなかった場合、依然として手続きを継続し、一つの発明で二つの出願の状況があるか否かについては、実体審査の段階で審査する。
- (3)出願がもう一つの出願から分割された出願、又は出願変更された後の変更出願である場合は、当該分割出願、変更出願は既に元の出願の出願日を援用しているため、後願の国内優先権主張の基礎とすることはできない。
- (4)先願が発明であり既に公告された又は専利拒絶査定が確定している場合、先願が考案であり既に公告された又は専利拒絶査定が確定している場合は、後願の国内優先権主張の基礎とすることができない。
- (5)先願が既に取下げ、放棄又は不受理となった場合、当該出願は即ち存在しないため、後願の国内優先権主張の基礎としてはならない。国内優先権の主張が受理された後にその先願が取下げ、放棄又は不受理となった場合は、国内優先権の効果には影響しない。
- (6)国内優先権の主張の基礎とされる先願は、重複公開、重複審査を避けるため、先願の出願日より 15 ヶ月を満了した後に取下げと見なす。いわゆる取下げと見なすとは、即ち先願がその出願日より 15 ヶ月を満了した後に存在しないことである。この種の法定で見なされる取下げの状況には、書簡をもって通知又は処分する必要はなく、法定期間を過ぎると直ちに法的効果が発生する。
- (7) 国内優先権の主張の基礎とされる先願は出願日から 15 ヶ月後に取下げと見なされる前までは、専利主務官庁の管轄に係属しているが、実務上既に後願が代わりとなり、且つ再び審査手続きを継続しないが、先願の利益を保護するため、優先権の先願としての適法性に影響しないという前提の下、後願の査定前に分割出願又は代理人の変更、住所の変更等の変更事項を処理することができる(台北高等行政裁判所 2006 年訴字第 1539 号の判決参照)。
- (8)分割出願が元の出願の出願日を援用したことにより分割出願と元の出願の出願日が同一となり、つまり先願後願の区別がない場合、分割出願は元の出願を

先願の国内優先権の主張とする問題が生じないことから、もし主張した場合は、不受理としなければならない。

2.3 国内優先権を主張できる期間

国内優先権を主張できる期間は12ヶ月であり、先願の出願日の翌日より起算して後願の出願日当日までである。一つの出願の中に2個以上の先願の優先権を主張する場合は、その優先権期間の起算日は最も早い優先日の翌日とする。

2.4 国内優先権主張の声明事項

国内優先権を主張する場合は、専利出願と同時に先願の出願日及び出願番号を声明しなければならない。声明しなかった場合は、主張しないものと見なす。もし複数の優先権を主張する場合は、それぞれの先願を全て記載しなければならない。

前述した声明事項は願書の声明事項の欄に記入することを原則とするが、出願と同時に送付した書類の中に既に先願の出願日及び出願番号を記載している場合も、合法とする。例えば：明細書内に既に先願の出願日及び出願番号を記載した、又は出願と同時に先願のコピーを添付した場合である。

2.5 国内優先権の取下げ

出願人は国内優先権の主張を取下げることができるが、手続きの安定性を維持するため、先願の出願日から15ヶ月以内でなければならず、15ヶ月を過ぎて始めて国内優先権主張を取下げた場合は、受理しないものとする。後願において法定期間内に国内優先権の主張を取下げた場合は、取下げを許可しなければならず、先願は審査手続きを継続する。

後願を願の出願日から15ヶ月以内に取り下げた場合、国内優先権の主張を同時に取下げたものと見なし、先願は手続きを継続する。

3. グレースピリオド

産業上利用することができる発明及び考案において、出願前に既に刊行物に見られる、既に実施公開されている又は既に公衆に知られている場合は、新規性、進歩性を喪失する。しかし、出願人の本意により、又は本意によらず公開された事実の発生から12ヶ月以内に出願した場合、当該公開の事実は専利法第22条第1項及び第2項の特許を取得できない事情に属さず（実用新案はこれを準用する）、その新規性又は進歩性の喪失には至らない。

産業上利用することができる意匠において、出願前に同一又は類似する創作を有し、既に刊行物に見られる、既に公開実施されている又は出願前に既に公

衆に知られている場合は、新規性、進歩性を喪失する。しかし、出願人の本意により、又は本意によらず公開された事実の発生から 6 ヶ月以内に出願した場合、当該公開の事実は専利法第 122 条第 1 項及び第 2 項の意匠を取得できない事情に属さず、その新規性又は創作性の喪失には至らない。

公開公報又は専利公報により公開する目的は、他人が重複して研究開発経費を投資することを避け、又は公衆に専利権の範囲を明確に知悉させることにあり、グレースピリオドの主な趣旨は、出願人がその出願前に新規性及び進歩性（創作性）の喪失の例外となる公開行為により専利による保護を取得することができないことにならぬようにするものであり、規範行為及び制度目的のいずれも異なるものであることから、専利出願により台湾又は海外で法により公報でなされた公開が、出願人の本意によるものは、適用してはならない。

グレースピリオド事由の行為主体について、出願人以外に、承継、譲受、雇用又は出資関係により専利出願権を取得した者は、その被承継人、譲渡人、被雇用者、被招聘者が出願前に公開する行為についても、グレースピリオドに関する規定の適用がある。

専利出願のグレースピリオドを主張できる法定期間については、特許及び実用新案は 12 ヶ月とし、意匠は 6 ヶ月とし、その法定期間の計算は、公開された事実発生日の翌日から起算し出願日取得の当日までとする。

もしグレースピリオドに関する規定に符合する事実が多数発生した場合、その法定期間の計算方法は、最も早い事実発生日を基準とする。

専利出願がグレースピリオドに関する規定に合致する場合、出願時に声明することを手続用件とはしない。出願人はその専利出願がグレースピリオドに関する規定に合致すると思う場合、スムーズな審査業務のため、出願時に専利願書の声明事項の欄の 本出願はグレースピリオドに関する規定に合致する、にチェックを入れ、並びに公開事由、事実発生の期日、公開に関連する証明書類の添付を明記することができる。専利出願がグレースピリオドに関する規定に合致するか否かについては、実体審査にてこれを認定するものとし、関連審査基準については、本基準第二篇第 3 章 4. 「新規性又は進歩性喪失の例外」を参照のこと。

出願人は専利出願がグレースピリオドに関する規定に符合すると思う場合、証明書類を提出すること。提出する証明書類には、グレースピリオドの事実及びその発生した年月日を開示しなければならない。多数回グレースピリオドの事実がある場合、各事実の証明書類を提出しなければならない。